

# 仙台市農業委員会第 61 回総会議事録

○ 開催日時 令和 5 年 5 月 29 日（月曜日）午後 1 時 30 分から午後 2 時 50 分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

○ 出席委員 17 人

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員		4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太	13 番 佐藤 千治	14 番 佐藤 とみ
	15 番 庄司 俊充		17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

○ 欠席委員 2 人 3 番 赤間 敬 16 番 鈴木 通

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 あっせん会の報告

5 議 案

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定について

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について

6 協 議

(1) 令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価

(2) 令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）

(3) 令和 5 年度農地等の利用の最適化に関する意見について（案）

(4) 令和 6 年度農林関係税制改正に関する要望（案）

7 報 告

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知について

(5) 売渡あっせん希望農地一覧表

(6) 地域計画策定に係る経営意向調査について

8 そ の 他

(1) 会長等報告

(2) 令和 5 年度農地パトロール（利用状況調査）について

(3) 事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	山本 幸子
振興係長	遠藤 勝広	農地係長	伊藤 秀宜
振興係技師	山下 由理	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

○ 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後 1 時 30 分)
司会：振興係長	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第 61 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：振興係長	ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、3 番赤間敬委員、16 番鈴木通委員から欠席の届けがありました。19 人中 17 人出席ですので、会議は成立しております。	
3 議事録署名 委員の指名		
議 長	次に、議事録署名委員については、15 番庄司俊充委員、17 番高橋勝彦委員を指名いたしますので、よろしく申し上げます。	
議 長	議案に入ります。 第 1 号議案から第 3 号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、5 月 22 日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から概要について口頭報告をいたします。 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。第 1 号議案について、高橋勝彦第二調査委員会副委員長から調査の結果を報告願います。	

高橋第二調査  
委員会副委員  
長

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は齋藤清太委員、佐藤とみ委員、鈴木通委員、郷古雅春委員と私（高橋勝彦委員）の5名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、阿部康幸推進委員、相原元浩推進委員、今野勇一推進委員、奥山壽推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が1件、売買による新規就農が3件、売買による農業承継が1件、贈与による農業承継が1件、使用貸借による新規就農が1件の合計7件です。調査の結果報告は、番号1番を齋藤清太委員から、番号2番と3番を郷古雅春委員から、番号4番と5番と7番を私（高橋勝彦委員）から、番号6番を佐藤とみ委員からします。番号1番と番号6番と番号7番は、口頭報告をします。

齋藤清太委員  
(12番)

番号1番は、使用貸借により新規就農をするものです。新規就農であることから聞き取り調査を実施しました。譲受人は、農地所有適格法人で4年間農業に従事した経験を活かして、今回独立して就農するものです。農機具は、耕うん機1台を導入予定で、家族2人で、アスパラガス、里芋、ネギを栽培する計画です。生産物は親族が経営する飲食店に出荷する予定です。5月14日に庄子栄農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(11番郷古雅春委員報告)

番号2番は、売買により新規就農をするものです。父から農地を取得し、独立して就農を始めるものです。今回耕うん機1台を導入し、家族3人で、モモ、ミカン、トマト、ナス、キュウリを栽培する計画です。生産物は自家消費する予定です。5月14日に安達良和農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は、耕うん機1台を所有し、家族2人で40aの農地を耕作しています。5月19日に阿部康幸農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(17番高橋勝彦委員報告)

番号4番は、贈与により農業承継をするものです。同一世帯の親から後継者夫婦へ持分贈与により農業経営の安定をするものです。譲受人は、現在トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で685aの農地を耕作しています。5月16日に相原元浩農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、売買により農業承継をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、家族2人で10aの農地を耕作しています。5月12日に今野勇一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

佐藤とみ委員  
(14番)

番号6番は、売買により新規就農をするものです。新規就農であることから聞き取り調査を実施しました。譲受人は、これまで市民農園等で無農薬の野菜栽培をしてきた経験を活かして、新規就農するものです。トラクター1台、耕うん機1台を所有しており、家族3人で、無農薬の長ネギ、大根、キュウリ、白菜等を栽培する計画です。生産物は当面、自家消費が中心です。5月12日に奥山壽農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

高橋勝彦委員  
(17番)

番号7番は、売買により新規就農をするものです。新規就農であることから聞き取り調査を実施しました。譲受人は、隣接地でレストランを経営する予定であり、農地を買い受けて、そのレストランで使用する、イチジク、スモモ、ブルーベリー、ハーブ類を自然農法（無農薬）で栽培する計画です。5月12日に奥山壽農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

大泉権吾委員 (4番)	第1号議案の番号1番の案件ですが、調査項目確認票の特記事項に「譲受人は農林大学校を卒業後」と書いてありますが、どこの農林大学校というのは分かるのでしょうか。
齋藤清太委員 (12番) 議長	山形県立農林大学校です。 その他ございますか。
菅野則義委員 (8番)	今回新規就農が多いですが、この新規就農者の方々は、今後農家数に加えるのでしょうか。これからこのような件が増えてくると思うのですが、どのような扱いになるのでしょうか。
事務局事務課長	農家数には様々な数え方があります。まず、農業委員会の農地基本台帳については、「農家」で登録します。また、国の定義では、10a以上農地を所有している方、または、販売金額が15万円以上の方が「農家」であるという定義になっているので、500㎡しか農地を所有していない方について、販売していなければ、農家に該当しません。
議長	今までは基本台帳での記載が10a以上の耕作者を、基本台帳では「農家」として取り扱っていました。今後、実際に耕作面積が500㎡しかない場合は、農家としては認めないということでしょうか。
事務局事務課長	農業委員会では、耕作面積が500㎡しかない場合でも農地基本台帳に登録し、新規就農者に対して、営農指導や相談を受けたりなどをしていかなければならないと思います。
議長	基本台帳の基本補正をする際は、10a以上の耕作者に対して送っていましたが、例えば、所有している農地を全て貸してしまった人には、そのような案内は送られないということでしょうか。
事務局事務課長	農家台帳の補正については、10a以上所有ではなく、10a以上の耕作している農家に台帳補正の案内が送られることになりますので、500㎡しか持ってない方や全て貸した方には、農家台帳の補正は送付されない、という整理になります。
議長	台帳補正の案内は送付されないが、台帳には載るのですか。
事務局事務課長	今は農地台帳という形になっておりまして、「農家」という定義で載せるのではなく、「農地を管理していきます」という意味で、農地を所有、耕作している方を全て載せなければならないことになっています。
高橋勝彦委員	番号1番の方は、娘さんが作った野菜を、お母さんが経営するレストランの料

(17 番)	理に使うということですが、今後もこの方のように、自分（所有者）が作って、自分の店で使いたい、というような人もどんどん出てくると思いますが、そうした場合にも、農家という扱いになるのでしょうか。
事務局事務課長	農業委員会の台帳上は、農家ということになります。
菊地郁夫委員 (9 番)	第 1 号議案の番号 1 番の方の続きですが、1 番の方は農林大学校を卒業してから 4 年ということで、比較的若い方かと思ったのですが、残り 3 件の申請の方も、比較的若い新規就農者なのでしょうか。
	これまで新規就農というと、比較的高齢な方が大規模に営農している場合が多かったのですが、下限面積がなくなって 10 a 前後でも新規就農できるようになったということが、新規就農の促進で働いているのかなと思うのですが、どうでしょうか。
事務局農地係長	今回聞き取り調査を行った件につきましては、番号 1 番が 24 歳、番号 6 番が 49 歳、番号 7 番が 47 歳の方です。あと、今回聞き取り調査は行ってはませんが、番号 2 番は 59 歳の方です。
菊地郁夫委員 (9 番)	やはり下限面積が無くなったことが、新規就農者の増加の要因としてありますね。
事務局農地係長	特に番号 6 番の方は自家消費で、自分の子供の健康のために市民農園から始めた方が、自宅の隣の農地を買って就農したい、とのことで受けた件です。やはり下限面積がなくなったことで、申請に来たものと思われれます。
議 長	他に何かございますか。
	(異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第 1 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって第 1 号議案農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について、許可と決定いたします。
	(午後 1 時 4 8 分)
議 長	次に、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。 調査の結果を高橋副委員長から報告願います。

高橋第二調査 委員会副委員 長	第2号議案の調査結果について報告します。調査は、大里重市委員、熊谷幸夫委員の2名で行いました。今回の申請は、貸駐車場に転用するものが1件です。調査の結果は、熊谷幸夫委員から口頭報告をします。
熊谷幸夫委員 (10番)	番号1番は、貸駐車場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑52㎡を転用し、駐車場(3台)に24㎡、通路等に28㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。なお、許可を得ることなく、アスファルト舗装していたことについて、顛末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。
議 長	第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等 はございませんか。
	(異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に 係る処分決定については、許可と決定いたします。
	(午後1時51分)
議 長	次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。 調査の結果を高橋副委員長から報告願います。
高橋第二調査 委員会副委員 長	第3号議案の調査結果について報告します。調査は、大里重市委員、熊谷幸夫委員の2名で行いました。今回の申請は、一般住宅に転用するものが1件です。調査の結果は、大里重市委員から口頭報告します
大里重市委員 (5番)	番号1番は、使用貸借により一般住宅に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業完了

後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が田631㎡を転用し、住宅及び物置等として149.17㎡、駐車場（普通車3台）として42.53㎡、通路・庭等として439.3㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の審査結果通知書が提出されており、また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等  
はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。  
第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に  
係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時54分)

議 長

続きまして、協議に入ります。

(1)「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」を、事務局から説明  
願います。

事務局振興係長

— 説明 —(1)「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」

議 長

ご意見等ございませんか。

(意見等なし)

議 長

意見等がなければ、(1)「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」は、  
「意見無し」として承認いたします。

次に、(2)「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務  
の実施状況の公表(案)」を、事務局から説明願います。

事務局振興係長

— 説明 —(2)「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他

事務の実施状況の公表（案）」

議 長

ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

異議がなければ、(2)「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況  
その他事務の実施状況の公表（案）」は、承認といたします。

次に、(3)「令和5年度農地等の利用の最適化に関する意見について（案）」を、  
事務局から説明願います。

事務局振興係

— 説明 —(3)「令和5年度農地等の利用の最適化に関する意見について（案）」

議 長

ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

異議がなければ、(3)「令和5年度農地等の利用の最適化に関する意見について  
（案）」は、承認といたします。

次に、(4)「令和6年度農林関係税制改正に関する要望（案）」を、事務局から  
説明願います。

事務局振興係

— 説明 —(4)「令和6年度農林関係税制改正に関する要望（案）」

議 長

ご異議・ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

異議がなければ、(4)「令和6年度農林関係税制改正に関する要望（案）」は、  
承認といたします。

(午後2時16分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(5)売渡あつせん  
希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、  
一括してお受けします。

事務局農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページ  
から2ページに記載のとおり9件の届出がありました。受付時において届出書の  
添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しておりま

す。(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、3ページから6ページに記載のとおり13件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、7ページから8ページに記載のとおり8件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、9ページに記載のとおり5件ありました。(5)売渡希望農地一覧表については、新規の売渡希望が3件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願い申し上げます。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

報告事項(1)から(5)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問等がないようですので、次に、(6)「地域計画策定に係る経営意向調査について」を、事務局から報告願います。

— 報告 —(6)「地域計画策定に係る経営意向調査について」

議長

報告事項(6)について、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

事務局農地係長

質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

(午後2時22分)

議長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括してお受けします。

(1)会長等報告は、私(佐々木均会長)と嶺岸若夫会長職務代理者からいたします。

資料6をご覧ください。

会長

(会長等報告)

会長職務代理者

議長

続きまして、(2)「令和5年度農地パトロール(利用状況調査)について」説明願います。

事務局農地係長

— 説明 —(2)「令和5年度農地パトロール(利用状況調査)について」

議 長	今の件につきまして、ご質問等はありませんか。
郷古雅春委員 (11 番)	非農地判断の部分で確認したいのですが、毎年 11 月に航空写真による利用状況調査を実施するという事は、使用する航空写真は毎年 11 月の前に仙台市で撮影をしている、ということなのでしょうか。
事務局農地係長	判断の対象となる農地は、農地台帳に記載されている農地の中から、山の中にあるような山林化している農地ということ、最新ではありませんが、航空写真で把握しているものです。昨年度も実施していますが、現地調査を伴わず「もう明らかに山林化しているので、これも非農地判断としていいか」ということを、航空写真は最新ではないので、地区の委員の皆さんに確認をした後、非農地判断にもっていきたい、と考えています。そういったような非農地判断の調査です。
郷古雅春委員 (11 番)	最新の情報というわけではない、ということですね。
事務局農地係長	はい。現地の地区の皆様、明らかに山林化しているか、状況は変わっていない、ということを確認して、非農地判断する調査です。
議 長	他に何かございますか。
小野寺潔委員 (6 番)	2 番の今後の非農地判断の更新についてですが、令和 7 年度までの 3 年間をかけてとありますが、令和 8 年度以降は、非農地判断の対象は激減するということでしょうか。
事務局農地係長	そうなると考えています。 調査した結果、所有者が不明なところ等、非農地判断できないところもあると思いますが、明らかに山林状態になっているものはこの 3 年間で非農地にしていきたいと考えていますので、令和 8 年度以降は、少なくなるのかなというふうに見込んでいます。
小野寺潔委員 (6 番)	分かりました。計画的に実施していただければと思います
議 長	続きまして、(3)事務局からの連絡事項を、説明願います。
①～③ 事務局振興係	(3)事務局からの連絡事項について ①第 21 回通常総会並びに令和 5 年度第 1 回市町村農業委員会女性委員等研修会の開催について ②6 月～7 月の予定表 ③他市町村農業委員会だより等 (名取市、色麻町)
議 長	ご意見、ご質問等はありませんか。

小野寺潔委員 (6番)	<p>先日、市のホームページの申請書類ダウンロードコーナーを見ていたのですが、どの申請の時にどこを参考にすればいいのかとか、どの書類を使用するのかとか、が分かりにくかったので、いつかの総会後に研修をやって欲しいです。</p> <p>相談に来る方で、ネットが使えてホームページに誘導できる方もいるので、そういう方にも今後対応したいと思います。相談された時にすぐ、「市のホームページの申請書類ダウンロードコーナーの、この書類を使ってください」というような案内ができれば、お互いに早いと思うんです。</p>
事務局農地係長	ありがとうございます。ご意見としていただいて、検討のうえ対応します。
議 長	他に何かございますか。
	(質問、意見なし)
議 長	<p>質問等がないようですので、その他について終了いたします。</p> <p>他に何かありますか。</p> <p>なければ、以上で議事の一切を終了いたします。</p>
司会：振興係長	会長、ありがとうございました。それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。
嶺岸会長職務代理者	以上をもちまして、仙台市農業委員会第61回総会を閉会します。
	閉 会
	(午後2時50分)